

2019年9月20日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案(ED/2019/3)『概念フレームワーク』への参照  
(IFRS 第3号の修正案)』に対するコメント**

1. 当委員会は、2019年5月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案（ED/2019/3）「『概念フレームワーク』への参照（IFRS 第3号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 本公開草案で述べられているIASBの結論が正しいことを前提とすれば、我々は本公開草案の提案を支持する。本公開草案におけるIASBの結論は、本公開草案のBC15項に記載されているように、IFRS 第3号「企業結合」に他の修正を加えずに「概念フレームワーク」への参照を改訂した場合に生じる重大な意図していなかった影響は、取得日後にIFRIC 解釈指針第21号「賦課金」又はIAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して会計処理される負債から生じる可能性のあるDay2の利得に限られるというものである。
3. ただし、公開草案の提案を最終化する前に、前項に記載した前提が正しいかどうかを十分に検討する必要がある、その確証が得られないのであれば、IFRS 第3号の「概念フレームワーク」への参照は変更しない方がよいと考えている。
4. 我々のコメントが、IASBの審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

以上